

4月1日から成年年齢が 18歳に変わります

問い合わせ先／市役所産業課庶務係 ☎76-8185

消費者庁
特設ページ
「18歳から大人」



新成人となる日と成年年齢

対象者	新成人となる日	成年年齢
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～16年4月1日生まれ		18歳
平成16年4月1日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

成年年齢の引き下げでできること・できないこと

詳細は、市ホームページ(右記二次元コードから)をご覧ください。



18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと
●親(親権者)の同意のない契約(携帯電話契約、クレジットカード作成、アパートの賃貸借契約、ローン契約など)、自分の進学・就職などの進路の決定●10年有効のパスポートの取得●公認会計士・司法書士・医師免許などの国家資格の取得●性同一性障害者の性別変更請求 など	●飲酒●喫煙●競馬や競艇、競輪、オートレースの投票券などの購入 ●大型・中型自動車免許の取得 ●養子を迎える など

消費トラブルにご注意を

成年に達すると、親(親権者)の同意なくさまざまな契約ができるようになりますが、未成年取消権(未成年者が、不利益を受けないよう契約などの法律行為について民法に定める取消権)が認められなくなります。契約の知識や経験が少ない新成人は消費者トラブルに遭いやすいため、正しい知識を身に付けましょう。

安易に契約して後悔しないために

- 必要のないものを勧められた場合は、はっきり断る
- 「簡単にもうかる」「あなただけ特別に」などのセールストークに騙されない
- 支払い・契約・解約方法や返品などの条件をよく確認し、十分に理解できない場合は契約しない
- 高額な契約をする場合・迷う場合は、その場ですぐに契約せず一度冷静になって考える

契約によっては、取り消しや解約ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり、消費者トラブルに遭ったと感じたら、早めに市の消費生活センターや県の消費生活総合センター(☎052-962-0999)にご相談ください。

消費者庁若者向けLINE公式アカウント
「消費者庁若者ナビ!」



県消費生活情報あいち暮らしWEB
「若者に多いトラブル事例」



今後の成人式

本市では、今後も20歳のかたを対象に「尾張旭市二十歳の集い」を開催します。次年度は令和5年1月8日(日)に実施予定です。

令和5年二十歳の集い実行委員募集

司会進行やビデオメッセージ作成などで集いを盛り上げる実行委員を募集します。

対象者 平成14年4月2日～15年4月1日生まれのかた

募集人数 各中学校区で8人程度

申し込み方法 8月31日(水)までに電話か直接

(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)



申し込み・問い合わせ先／中央公民館内生涯学習課生涯学習係 ☎76-8181